

5 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成25年5月16日(木) 13:30～15:00

2 出席者

委員	委員長	松尾	洋子
	委員	永田	政信
	委員	野口	哲彦
	委員	江口	真由美
	教育長	黒田	哲夫

事務局	教育次長	山下	健一郎
	教育総務課長	市瀬	昭広
	教育総務課参事	畑田	憲一
	学校教育課長	丹野	平三
	学校教育課参事	大場	祥一
	文化振興課長	本田	嘉彦
	社会教育課長	上野	修
	教育総務課係長	喜々津	ちあき

3 議事結果

《議案》

第17号議案 大村市社会教育委員の委嘱について

第18号議案 大村市公民館運営審議会委員の委嘱について

《協議・報告事項》

1 楠本正隆の遺品の寄贈について

2 給食費未納状況について

3 戦没者追悼式への児童生徒の参加について

4 黒丸踊の国指定について

5 その他

4 会議録要旨

委員長	ただ今から定例教育委員会を開会する。13:30 4月の議事録について、何もなければ承認としたい。
野口委員	議事録の訂正をお願いする。5ページ協議報告事項中、「脳機能障害の早期発見と早期対応をするため」を、「一部の脳機能障害といじめや体罰等の原因を含めた心身症や不登校、自殺企図者の早期発見と早期対応をするため」へ訂正をお願いする。脳機能障害はほとんど就学前に見つかるが、他の諸々の子ども達の心の問題を見つけたらいかがですかというのが私の意見である。
委員長	議事録の訂正をお願いする。次に委員長報告を行う。現在、指導主事、学校長、教職員の方々と市長との意見交換を行っている。色々な意見や、市長の意向を伺っている最中である。終了時点で永田委員に記録を作っていただき、報告したいと思っている。具体的に進めて欲しいということも出てくると思うが、その時はご協力いただきたい。教育長報告をお願いする。
教育長	特にありません。
委員長	17号議案の説明をお願いする。
社会教育課長	17号議案大村市社会教育委員の委嘱について、社会教育法第15条第2項の規定により、大村市社会教育委員の委嘱について、教育委員会の審議を求めるものである。今回は任期満了による改選となる。社会教育委員の資格については、社会教育法第15条第2項「社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員が委嘱する」となっている。校長会会長、市公民館連絡協議会副会長、市連合婦人会副会長、市PTA連合会顧問、市体育協会会長、市子ども会育成連合会会長、公認会計士・税理士、長崎大学准教授、NPO法人子どもの人権アクション長崎理事である。9名のうち3名が新任である。任期は平成25年5月24日から平成27年5月23日までの2年間である。
委員長	第17号議案は承認した。続いて第18号議案の説明をお願いする。
社会教育課長	第18号議案 大村市公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育法第30条の規定により、大村市公民館運営審議会委員の委嘱について教育委員の審議を求めるものである。今回は退職および総会における役員改選によるものである。なお運営委員の任期は2年であるが、今回の欠員の任期は前任委員の在任期間となっているため、平成25年6月1日から平成26年5月31日までとなっている。

委員長	第18号議案は承認した。議案審議については以上で終了する。13:45
-----	------------------------------------

◎協議報告事項として

- (1) 文化振興課長から楠本正隆の遺品の寄贈について報告があった。
- (2) 教育総務課参事から平成24年度末現在の給食費未納状況について報告があった。
- (3) 学校教育課長から長崎県戦没者追悼式への児童生徒の参加について県戦没者慰霊奉賛会・県援護課・大村市・諫早市・東彼杵町と行った協議についての報告があった。
- (4) 教育次長から黒丸踊の国指定に向けた日程について説明があった。

○次回以降の定例及び臨時教育委員会開催の確認

6月定例教育委員会 6月20日(木) 13時30分～

委員長	以上、報告事項等、全て終了した。本日の定例教育委員会はこれで閉会する。
-----	-------------------------------------